

## 平城宮跡・京跡出土の木簡

### 平城宮跡発掘調査部

1981年度の調査で、平城宮跡内の5カ所の調査区とその他の2カ所の遺跡から総計1428点の木簡が出土した(別表)。すでに主な木簡の釈文は『平城宮発掘調査出土木簡概報15』(1982年5月刊)に報告したので、ここでは、内容的に興味深いものや遺跡の性格を明らかにできるものを中心に報告する。口絵ならびに本報告53頁に、主要な木簡の写真と釈文を示したので参照されたい。

調査地区	調査回数	点数
東院	128次	74
内裏北方官衙	129次	171
南面大垣	130次	2
若犬養門	133次	1,117
第1次朝堂院	136次	47
奈良町奉行所	134-3次	15
法隆寺		2
計		1,428

木簡出土点数

**内裏北方官衙地区(第129次調査)** 内裏外郭の東北方で、北面大垣のすぐ南の地区の調査で、木簡は北から西南方へゆるくカーブして流れるSD 2700Bから出土した。SD 2700は宮城東部の基幹排水溝で、すでに南の第21次調査区でその下流を検出し、宮内省関係のものを含む木簡290点が出土している(『平城宮木簡二』)。今回出土した木簡のうち、年紀を記すものは天平12年(740)～19年が5点、天平が2点で、荷札は3点が天平12年以降の郡郷の記載であるので、出土木簡はほぼ天平後半のものと考えられる。注目すべきものとしては、「大宅内命婦宣」とある断簡や、天平18年潤9月24日付の女孺の歴名など女官に関するものがある。大宅内命婦は靈龜元年(715)に内侍司掌侍(『平城宮発掘調査出土木簡概報12』18頁)、天平8年から同17年まで同典侍であったことが確認できる大宅朝臣諸姉をさすものであろう。女孺の歴名は、62.6cmの長さの柁目材に楷好な書蹟で記されていたもので、儀式に用いた歴名であろうか。断片ながら同種類の木簡が3点ある。「四味涅仲丸」や「独活」とある断簡、「七気丸一斛」、「麻子二斗六升」、「上密一斗二升」の付札など薬物関係のものも内容的にまとまったもので(延喜典藥寮式)、1982年度の第139次調査でもSD 2700の下流とそれに注ぎこむ東西溝から「典藥寮移」や薬物関係の木簡が出土している。ほかに「南无龍自在王仏」と記した木札がある。薬物関係木簡や女官の木簡、さらにSD 2700出土の天平18年の年紀をもち、皇后宮職少属川原藏人凡の名を記した墨書土器などは本地区の性格を考える資料となる。

**南面西門地区(第133次調査)** 宮城南面西門の若犬養門を中心とする調査で、木簡は南面西門前の二条大路北側溝SD 1250から1087点、門の西北方の池SG 10240から8点、門の西に位置し、SG 10240の水をSD 1250に排水する南北溝SD 10250から20点、門の北側の東西溝SD 10200から2点が出土した。出土点数の多いSD 1250の木簡を中心にのべる。SD 1250の木簡で年紀や年号の明らかなものは、神龜3年(726)から神護景雲(767～769)までのものが15点あり、さらに靈龜元年(715)以前の郡里表記の付札2点と延暦元年(782)と推定されるもの1点があるから、奈良時代初頭から末期までの長期間にわたるものが含まれることになる。内容的

には多様であるが、その中で特に衛門府・衛士府に関するものがまとまって出土している。衛門府の和炭を進める文書2点(13)、衛門府の門部と内物(すなわち内物部)の歴名の請求文書(1)、また「御門司所」の催造司あての解(2)と、「門司」あての米の輸送に関する文書(3)などは衛門府関係のもので、左衛士府の文書(8)もある。衛士・火頭の養物の付札6点(10~12)、養物未到に関する文書(9)、さらに督・大尉・少志など衛府の官人に関するものは衛門府あるいは衛士府に関するものと考えられる。これら一群の衛府関係の木簡は南面西門の前面の溝から出土していることから、同門の守衛のためにおかれた衛門府の詰所に関するものである可能性が考えられる。宮城門は、衛門府の門部が「主当門司」として衛士を率いて守衛することになっており(職員令衛門府条、宮衛令集解宮閣門条所引古記、類聚三代格大同3年7月25日官奏)、木簡にみえる「御門司所」「門司」はまさしく西門を守衛する門部・衛士の詰所に当り、SD 1250の衛府関係木簡は西門の門司あるいは門司所に関する木簡と思われるのである。ところで長岡宮・平安宮では南面西門を若犬養門と称し、SD 1250からは造西仏殿司の若犬養門あての移(6)や「若犬養門」と記した断簡が出土しているが、しかし一方SD 10250からは内膳司の「小子部門司」あての牒(14)も出土している。すでに『平城宮木簡三』において東院の南面の門付近から出土した「小子門」の木簡によって同門が小子門で、小子門は小子部連氏に基づく門号である可能性を指摘したが、その後藤原宮東面北門付近から出土した「少子部門」木簡(『藤原宮出土木簡4』4頁)、さらに今回の「小子部門司」木簡によって藤原宮・平城宮に小子部門という宮城門があることが確定し、従って同門を記さない弘仁・貞観陰陽寮式の宮城門号は平城宮の門号でないことが明らかになったのである。ただし小子部門司の木簡によって門号の配置について新たな問題が生じたが、現時点では藤原宮・平城宮における少子部門・小子門木簡の出土地点、長岡宮・平安宮における若犬養門の位置と平城宮の若犬養門木簡の出土地点からみて、やはり平城宮では東院南面の門が小子部門、南面西門が若犬養門である可能性が高いと思われる。御葬の時の服衣等を支給された門部・内物部の歴名を請求する文書(1)は、「御」字を冠し、「葬」字の上を闕字にしている点から、この葬儀は天皇・太上天皇・三後のいずれかに関するものと見られ、正月六□の日付けから天応元年12月23日に崩じ、延暦元年正月7日に行なった光仁太上天皇の葬儀に関するものと考えられる(続日本記)。衛士・火頭の養銭付札6点が出土している(10~12)。衛士・仕丁の養物貢進制は養老2年(718)その出身房戸の難徭代物をその資養のために送る制に始まり、延喜民部式では正丁7人半の徭分稻を軽貨に交易しまたは舂米として送ることになっており、これまで平城宮から4点の養物付札が出土しているが(『平城宮木簡三』3076補注参照)、今回一挙に6点が加えられた。これらの付札は国+郡(+郷)+人名の書式で、人名には「衛士・火頭」を冠するものもあるから、この記載は養物の受取者を示すと思われる、調庸などの付札の記載が貢進者を示すのと異なる点が注意される。今回出土の養銭付札は若犬養門の門司所属の衛士・火頭に支給された養銭の付札が廃棄されたものと考えられる。養物はまず民部省に収められるが(延喜民部式)、今回の付札の1点に「府置死人分」の記載があるから(10)、

一度衛門府あるいは衛士府に下され、さらに門司などの各部所に支給されるのであろう。この付札は全文一筆であるから、衛府本府で付けられたものである。(9)の養物未到を報知する文書も差出が大志であるから衛府本府から門司あてに発給されたものであろう。この文書の被給者の衛士あるいは火頭についての年齢と「右目下黒子」の身体的特徴の注記は、天平宝字5年2月付の奉写一切経所解の火頭養物請求文書(『大日本古文書』15巻27頁)で被給者各人に同様の注記があるのと一致している。養物の支給に当って年齢と身体的特徴によって本人であることを確認したのであろうか。またこの文書で養物未到が問題となっているが、同様の事例は正倉院文書にもみえている(弥永貞三「仕丁の研究」『史学雑誌』60-4)。SD 1250からは庸米付札が3点出土しているが、庸は衛士の食料としても用いられるから(賦役令)、これら庸米付札も衛士関係のものともみることができる。

もう一つまとまったものとしては催造司(2)や造西仏殿司(6)などの造営官司、さらに和東などの柚山で就役した役夫をかき上げた文書や山作所など造営関係のものがある。催造司は神亀元年(724)3月に置かれ天平6年(734)5月まで存続が確認できる臨時の造営官司で、養老5年(721)8月に開始された平城宮内の改作をうけて、聖武即位後さらに造営を推進するために設けられた官司と思われ、『続日本紀』によって長官として監があることが知られていたが、本木簡から主典の存在が確認でき、4等官制をとったことが考えられる。造西仏殿司は、木簡の1点に天平8年の年紀があることや、西仏殿すなわち西金堂のある大寺は興福寺であることから、光明皇后が母橘三千代の一周忌のために天平6年正月開眼供養した興福寺西金堂の造営のための官司であろう。同西金堂は皇后宮職が造営に当たったと考えられているが(福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」『日本建築史の研究』所収)、これらの木簡によって造西仏殿司という臨時の官司が設けられたことが明らかになった。催造司、造西仏殿司に関する木簡は御門司所、若犬養門との間にとりかわされた文書であるから、門の通行に関するものであろう。

大学寮辺で盗まれた在京中の常陸国那賀郡人の馬(カ)を捜索するための告知札(15)は、その内容はもちろん平城京の大学寮の位置を考える上で重要な史料である。すでに東三坊大路東側溝SD 650から平安時代初期の告知札4点が出土し(『平城宮発掘調査報告VI』)、本簡はそれらと書式は異なるが、記載内容は同じで、また長さが70.2cmと長大であることから告知札と考えることができる。形態は下端を墨書にかけて斜めに切断しているが、この切断は二次的なものでおそらく廃棄の際地面につきさしていた根本で切ったのであろう。この告知札は大学寮辺で盗まれた馬の捜索のためのもので、告知の対象は大学寮の生徒らであるから大学寮辺に立てられたものと思われる。平安京の大学寮は宮城前面の左京三条一坊一・二・七・八坪に所在したが、平城京ではこの告知札の出土地点からみて右京三条一坊に所在した可能性がある。このほか典薬寮(4)、内蔵佐官、大膳下走(5)などの官司・官職、また宮人・采女・内命婦などの女官に関するものがあり、付札では田原鑄銭司(『続日本紀』神護景雲元年12月乙酉条)からの進上銭付札と思われる「田原銭五千文」、習書では「論語序」と記すものが注目される。

